

核燃料サイクル工学研究所
核燃料物質使用変更許可申請に関する
核物質防護規定及び保障措置への影響について

令和 5 年 4 月 25 日
核燃料サイクル工学研究所

令和 5 年 3 月 13 日付け令 04 原機（サ保）138 をもって申請した核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用変更許可申請に関する核物質防護規定及び保障措置への影響について、確認結果を以下に示す。

1. 申請の概要

既に許可を受けた核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の使用について、以下のとおり変更するとともに、記載の適正化を図る。

1) 核燃料サイクル工学研究所共通編

(1) 現状との整合、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

2) プルトニウム廃棄物処理開発施設

(1) 使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、安全管理設備のうち、放射線管理設備のうち、 α 線用空気モニタの個数を変更するとともに、図 7-15 から図 7-17 における α 線用空気モニタ検出端の配置を変更する。

3) A棟

(1) 誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

4) B棟

(1) 誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

5) ウラン廃棄物処理施設

(1) 令和 2 年 10 月 15 日付け原規規発第 2010158 号で許可を受けた燃料製造機器試験室の管理区域解除が、令和 4 年 3 月 28 日付けで完了したため、以下の変更を行う。

- ① 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。
- ② 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。
- ③ 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、焼却施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。

(2) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

- 6) J棟
 - (1) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。
- 7) L棟
 - (1) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。
- 8) M棟
 - (1) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。
- 9) 東海事業所第2ウラン貯蔵庫
 - (1) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。
- 10) 高レベル放射性物質研究施設
 - (1) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。
- 11) 応用試験棟
 - (1) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。
- 12) 洗濯場
 - (1) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。
- 13) 安全管理棟
 - (1) 法令改正を受けた規則条文の変更、現状との整合等に係る記載の適正化を行う。
- 14) 計測機器校正室
 - (1) 法令改正を受けた規則条文の変更、現状との整合等に係る記載の適正化を行う。
- 15) 放射線保健室
 - (1) 法令改正を受けた規則条文の変更、現状との整合等に係る記載の適正化を行う。

2. PP規定、保障措置への影響

(1) PP規定：影響なし

(2) 保障措置：影響なし

(理由)

今回の申請に伴う以下の事項について、影響がないため。

- ・環境サンプリングに支障が無いため。
- ・入域措置制限が不要のため。
- ・保障措置実施手順書の履行に支障がないため。
- ・原子炉等規制法に基づく計量管理規定の変更認可が不要のため。
- ・計量管理規定に記載の設計情報質問票(DIQ)の重大な変更が不要のため。

- ・計量管理規定に記載の封印又は監視装置（査察カメラ）の管理に支障が生じないため。
- ・査察の実施に支障が生じないため。

以 上